

幼稚園・保育園(所)における外国籍の保護者に対する支援 —保護者の気持ちの理解や工夫に焦点を当てて—

岸本 美紀* 武藤 久枝**

要 旨

外国籍の保護者に対する支援のあり方を明らかにするため、外国籍の保護者支援でうれしかったこと、保護者の気持ちの理解や受け止めのために行った工夫について、園長経験者4名の回答から分析を行った。その結果、園長経験者は、外国籍の保護者との意思疎通や信頼関係が形成された時、外国籍の保護者からの働きかけがあった時、保護者同士の交流ができた時、外国籍児の成長を実感した時にうれしかったことが示唆された。また、外国籍の保護者の気持ちの理解や工夫として、保育者から働きかけたり、外国籍の保護者からの発信を受け止めたりしながら「きっかけづくり」「環境の設定」「情報提供」「言語面での工夫」「保護者の文化や背景の理解における工夫」「職員連携」などを行っていたことが示唆された。

キーワード：幼稚園、保育園(所)、外国籍、保護者支援

I. はじめに

令和2年6月末時点の日本における在留外国人数は、2,885,904人であり、令和元年度より約4万8千人減少したものの¹⁾、日本の人口の約2.3%を占める¹⁾。愛知県は、外国人が全国で2番目に多く住む県であることから²⁾、保育においても多文化共生が求められることが推察される。

このような状況の中、平成29年改訂「幼稚園教育要領」(以下、教育要領)第1章総則 第5節 2 海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応において、「海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難がある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と示され、外国人幼児を含むいわゆる外国につながる幼児への指導のあり方について述べられている³⁾。「幼稚園教育要領解説」(平成30年3月)(以下、教育要領解説)では、外国につながる幼児が在園する現状を踏まえ、「幼児が園生活になれていくよう、家庭との連携を図ることも大切である」と示されている⁴⁾。一方保育園⁵⁾においては、平成29年改定「保育所保育指針」(以下、保育指針)第4章

子育て支援に、「外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。」と示され、外国籍の家庭や保護者の状況を踏まえ、個別の支援を行うことが求められている⁵⁾。

上記の子ども達の呼称については、教育要領解説では外国人幼児とされ、その他先行研究においては、外国にルーツをもつ子ども、外国人の親をもつ子ども、日本語を母語としない幼児など、様々な表記がなされている。本研究では、外国籍児とする。また、保護者の呼称については、先行研究では、日本語を母語としない親、外国につながりがある保護者などとされている。保育指針では外国籍家庭とされている。以上から本研究では、外国籍の保護者とする。

先行研究では、外国籍の保護者支援については、その難しさや保育者が困難と感じる部分が挙げられている。例えば、認可保育園に質問紙調査を行った堀田他(2010)では、80%以上の認可保育園において日本語を母語としない保護者をもった子どもの在籍経験があり、そのうちの80%以上が保護者への対応に苦慮した経験があることを明らかにしている⁶⁾。そして、問題が把握されながらも、専門的な通訳サービスを利用するなどのシステムが整備されていない

*岡崎女子大学 **中部大学

ことを指摘している⁷⁾。保育園長に面接調査を行った松島他(2014)では、園長と外国籍の保護者との信頼関係は築かれているものの、園長が保護者の置かれている生活状況や文化的背景、価値観を尊重するための関わり方を模索していること、通訳を介することでかえって十分伝えられなくなることもあることから、通訳を置くことが必ずしも問題解決につながることを示唆している⁸⁾。木浦原他(2014)は保育園保育士の回答から、全く言語が通じない子どもや保護者への対応、異文化理解への更なる取り組みなどを今後の課題として挙げている⁹⁾。岡野(2017)では、保育園保育士へ質問紙調査を行い、外国籍の保護者との関係形成上の困難は「保育士から発信したことが保護者には理解できない」(73.9%)が最も多く、保育者が外国籍の保護者に対して工夫や努力を懸命に行っているが、外国籍の保護者とのコミュニケーションに難しさを感じていることを示唆している¹⁰⁾。和田上他(2018)では、保育士に質問紙調査を実施し、保育士が子どもに対しても保護者に対しても意思伝達に戸惑っていることを明らかにしている¹¹⁾。また、問題点だけでなく、意思伝達が上手くいった事例を分析した結果、外国籍の保護者に必要な関わりについて、保育士の回答から、「合わせる」「伝える」「学ぶ・尊重する」「かかわる」「関係を築く」の5つのカテゴリーに分類している(和田上他：2018)¹²⁾。

これらの結果から、外国籍の保護者支援において、意思伝達、言語の問題が、保育者が困難感を抱く主な要因であることがうかがえる。言語の問題への対応については、堀田他(2010)¹³⁾で示唆されるように、通訳の配置など自治体や園が置かれている状況に影響を受けることが考えられる。しかし、松島他(2014)では、特に、子どもに特別な支援が必要かもしれないと想定された時、通訳を介することで伝えたいことが十分伝えられないことや、通訳を介さずとも身振り手振りを踏まえた保育者自身の伝達の方がコミュニケーションは取れているという指摘があり、通訳の配置が意思伝達の問題を解決するとは限らないことが示唆されている¹⁴⁾。これらから、言語の問題を補う支援の重要性が推察される。

以上のように、外国籍の保護者支援については、言語の問題を中心とする難しさについては明らかになっている一方で、上手くいった支援や、外国籍の保護者の気持ちの理解など言葉の問題を補うサポートについての把握は、まだ十分ではない現状であると考えられる。したがって、外国籍の保護者支援に

ついて、先行研究の知見を踏まえて精査することは重要である。とりわけ、言語の問題を補う援助については、精査が必要であると考えられる。そのため、本研究では、幼稚園または保育園の園長経験者(以下、園長経験者)の回答から、外国籍の保護者支援においてうれしかった経験やどのように保護者を理解しようと努めたのかに焦点を当てること、外国籍の保護者に対する支援のあり方についてのパイロットスタディとして取り組むことを目的とする。

II. 研究方法

1. 対象

個人的に依頼を行った幼稚園または保育園の園長を経験した女性4名である。保育歴の平均は40.5年、園長歴の平均は10.3年であった。

2. 方法

(1) 調査方法

園長経験者に対して、外国籍の保護者支援に関する質問紙調査を個別に行った。

質問項目は、外国籍の保護者支援で難しかったこと、困ったこと、うれしかったこと、工夫や配慮をしたことなどである。

調査日は、2020年12月6日から15日までである。

(2) 分析方法

園長経験者の回答から、外国籍の保護者支援について、①園長経験者がうれしかったこと、②園長経験者が行った保護者の気持ちの理解や工夫、に関する記述を整理し、分析を行った。

1) 1次カテゴリーの設定

逐語記録の内容を表すカテゴリー(以下、1次カテゴリー)を作成した。1人の回答者の逐語記録中に複数の意見が列挙されている場合は、それぞれ独立したものとして分類した。

①園長経験者がうれしかったこと

8個の1次カテゴリーを設定した。

②園長経験者が行った保護者の気持ちの理解や工夫

17個の1次カテゴリーを設定した。

2) 2次カテゴリーの設定

①園長経験者がうれしかったこと

8個の1次カテゴリーを集約し、「外国籍の保護者との意思疎通及び信頼関係の形成」「外国籍の保護者からの働きかけ」「保護者同士の交流」「外国籍児の成長を実感」の4つの2次カテゴリーを設定した。

②園長経験者が行った保護者の気持ちの理解や工夫
17 個の 1 次カテゴリーを集約し、「きっかけづくり」「環境の設定」「情報提供」「言語面での工夫」「保護者の文化や背景の理解における工夫」「職員連携」の 6 つの 2 次カテゴリーを設定した。

3) 3 次カテゴリーの設定

②園長経験者が行った保護者の気持ちの理解や工夫
働きかけの起因によって、「園長経験者から外国籍の保護者への働きかけ」「外国籍の保護者からの発信に対する工夫」の 2 つのカテゴリーを設定した。

4) 再分類化

面接調査の逐語録を読み直し、設定した 2 次カテゴリーに分類し直した。

3. 倫理的配慮

面接調査は、令和 2 年度岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究倫理委員会の承認を得た(通知番号 68)。また、対象者に対しては、研究の趣旨、個人情報の取り扱い等を説明し、同意書への記入を求めた。

Ⅲ. 結果及び考察

1. 園長経験者が、外国籍の保護者支援でうれしかったこと

外国籍の保護者支援でうれしかったことについて、園長経験者の回答から 8 個の 1 次カテゴリーを抽出し、4 個の 2 次カテゴリーに分類した。結果を表 1 に示す。

(1)外国籍の保護者との意思疎通及び信頼関係の形成
「子どもが園を好きになり、保護者も保育者を信頼してくれたこと」「日本語を覚えた子どもが仲立ちとなって、保護者と意思疎通できるようになった。」などの 1 次カテゴリーが設定された。

言語の問題などがありつつも、子どもが仲立ちとなり外国籍の保護者との意思疎通ができた際や、頼りにされたり感謝されたりするなど信頼関係の形成ができたと感じられた際、うれしかったことがうかがえる。言語の問題から、外国籍の保護者との意思疎通や信頼関係の形成が容易でないことは先行研究からも明らかであるが、園長経験者の回答からは、子どもが園を好きになったことや子どもが日本語を覚えたことなど、子どもの存在や子どもの成長が、保育者と外国籍の保護者の意思疎通や信頼関係の形成に影響を与えることが推察される。

(2)外国籍の保護者からの働きかけ

「日本の保護者に理解してもらうために、食事の仕方、料理メニューなどを紹介する試食会を開いてくれた。」が設定された。

「保育所保育指針解説」(平成 30 年 3 月)(以下、保育指針解説)では、第 2 章 保育の内容 保育の実施に関して留意すべき事項 4 (1) オ「子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。」に関して、「例えば、外国籍の保護者に自国の文化に関する話をしてもらったり、遊びや料理を紹介してもらったりするなど、保育において子どもや保護者が異なる文化に触れる機会をつくると

表 1 外国籍の保護者支援で園長経験者がうれしかったこと

	1 次カテゴリー
外国籍の保護者との意思疎通及び信頼関係の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが園を好きになり、保護者も保育者を信頼してくれたこと ・園が配慮したことを理解し、感謝してくれたこと ・配付物の説明をしたとき、頼りにして、時間を取ってくれたこと ・やりとりの中で、信頼関係ができつつある、また、できたと感じられた時 ・日本語を覚えた子どもが仲立ちとなって、保護者と意思疎通できるようになった。
外国籍の保護者からの働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の保護者に理解してもらうために、食事の仕方、料理メニューなどを紹介する試食会を開いてくれた。
保護者同士の交流	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の保護者の国の料理の試食会を機に、外国籍と日本人の保護者同士の交流が深まり、理解につながった。
外国籍児の成長を実感	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の保護者を支える子どもの成長を感じられた。

いったことが考えられる。」と述べられている¹⁵⁾。設定された1次カテゴリーは、子どもが多様性を理解し、お互いを尊重する心を育てるための取組として挙げられているが、外国籍の保護者が積極的に自国の文化や風習を紹介してくれたことに対して、園長経験者がうれしく思っていることがうかがえる。

(3)保護者同士の交流

「外国籍の保護者の国の料理の試食会を機に、外国籍と日本人の保護者同士の交流が深まり、理解につながった。」が設定された。

園長経験者の回答から、保育指針解説で保育において子どもや保護者が異なる文化に触れる機会として挙げられていた¹⁶⁾、外国籍の保護者にその国の料理を紹介してもらう会が実際に行われており、それが外国籍の保護者と日本人の保護者との相互理解につながったことがうかがえる。堀田他(2010)では、外国籍の保護者が日本の文化を知るためのイベントは5施設(7.5%)で行われていた一方で、他の保護者が外国籍の保護者の国の文化を知るためのイベントはほとんど行われていない(1施設:1.6%)ことが明らかとなった¹⁷⁾。この結果から、保護者相互の理解を促す園での取組が行われているものの、外国籍の保護者から発信する形式ではなく、日本の文化になじんでもらうための取組が多いことが推察される。また、岡野(2017)では、外国籍の保護者との関係形成の上での困難として、19.8%の保育士が「他の保護者と交流することが難しい」と回答した¹⁸⁾。保護者同士の交流は、言語の問題などもあり容易なことではないが、本研究の回答からは、取組のあり方によって、保育指針解説がねらう目的が達成されていることが示唆された。

(4)外国籍児の成長を実感

「外国籍の保護者を支える子どもの成長を感じられた。」が設定された。

岡野(2017)では、日本語を母語としない幼児の保護者との関係形成の工夫について、17.2%の保育士が「当該児に通訳をしてもらう」と回答し、当該児が日本語をある程度身に付けて、保育士と保護者間のコミュニケーションの媒介役を果たしていることを示唆している¹⁹⁾。子どもの成長は、保育者にとっても、保護者にとっても喜ばしいことであり、外国籍の子どもの日本語力の向上が、保育者と保護者の関係形成に重要な役割を果たしていることがうかが

える。しかしこの点は、外国籍の子どもにとって負担になることや、保育者と保護者のやりとりの中には子どもに伝えることが難しい内容もあるため、通訳の利用など他の方法も検討する必要があるのではなかろうか。

2. 園長経験者が行った外国籍の保護者の気持ちの理解や工夫

外国籍の保護者の気持ちの理解や工夫について、園長経験者の回答から18個の1次カテゴリーを抽出し、6個の2次カテゴリーに分類した。また、2次カテゴリーを2個の3次カテゴリーに分類した。結果を表2に示す。

(1)園長経験者からの働きかけ

1) きっかけづくり

「外国籍の保護者が2~3人で話している輪の中に入り、和やかに会話を楽しむようにした。」「毎日正門付近に立ったり、掃き掃除をしたりしながら、親子を出迎え、挨拶や声掛けを行った。」などの1次カテゴリーが設定された。

和田上他(2018)では、外国籍の保護者に対してうまくいった対応に関して、「登降園時に家庭の様子を聞いたり、園での様子を伝えることで、コミュニケーションをとることができた」という回答があり²⁰⁾、木浦原他(2014)でも、登園・降園時は、保護者と関わる貴重な機会と捉え、保護者とのコミュニケーションを取ることを大事にしている保育園が多いことが挙げられている²¹⁾。本研究でも、登園時、意識的に外国籍の保護者とコミュニケーションを取ろうとしている園長経験者の回答が認められた。また、「外国籍の保護者が2~3人で話している輪の中に入り、和やかに会話を楽しむようにした。」は、外国籍の保護者同士の交流から関係が発展するように、園長経験者が意図的に会話に加わったことが推察される。

2) 環境の設定

「複雑な内容の時は、通訳を頼んで話すようにした。」「話し合いには時間をゆったり取る。」などの1次カテゴリーが設定された。

和田上他(2018)では、「役所からの支援がある家庭だったため、役所から紹介してもらった通訳と連携し、必要事項を伝えてもらった」という回答があったが²²⁾、本研究でも話す内容に応じて通訳を利用していることがうかがえた。通訳については、堀田他(2010)²³⁾、岡野(2017)²⁴⁾において、地方自治体に通訳

表2 園長経験者が行った外国籍の保護者の気持ちの理解や工夫

3次カテゴリ	2次カテゴリ	1次カテゴリ
園長経験者からの働きかけ	きっかけづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の保護者が2～3人で話している輪の中に入り、和やかに会話を楽しむようにした。 ・立ち話でも、困ったことや分からないことはないか聞いた。 ・毎日正門付近に立ったり、掃き掃除をしたりしながら、親子を出迎え、挨拶や声掛けを行った。 ・配慮が必要な保護者に対しては、意図的に関わるようにした。 ・園でできること、支援の内容等について聞いた。
	環境の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な内容の時は、通訳を頼んで話すようにした。 ・話し合いには時間をゆったり取る。 ・文化の違いなどを学ぶために、外国籍の保護者がその国の踊り、楽器、お話(民話)などを披露する時間を誕生会で設定した。 ・面談を月に1回程度行った。
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・保護者の良い点」を言葉で伝えることを意識した。 ・子どもの様子を話した。
外国籍の保護者からの発信に対する受け止め	言語面での工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉で伝わりにくい時は、絵カード、動作、表情で伝えたりした。 ・話し合いでは、理解しようとする気持ちで受け止める。
	保護者の文化や背景の理解における工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の保護者がその国の踊り、楽器、お話(民話)などを披露する時間を作ったことで、自信につなげた。 ・感覚の違いに対して、園の方が歩み寄ることもあった。
	職員連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの悩みや問題点を聞いた時は、職員間で連携し、対応できる人で早く対応した。 ・担任保育士と早朝・延長担当保育士は必要に応じて連絡ノートに記入し、職員間で情報を共有できるようにしていた。

の配置等を希望している保育者の記述が挙げられており、また、木浦原他(2014)では、日本語を理解している外国籍の保護者に協力を求めたり、保護者自身も知り合いの中から通訳をしてくれる人を見つけたりしているなど²⁵⁾、園と保護者が自力で通訳者を見つけている実情がうかがえる。三菱UFJリサーチ&コンサルティングの調査(2020)によると、「自治体または国際交流協会等から日本人の通訳者を受入」、「自治体または国際交流協会等から外国人(母国話者)の通訳者を受入」をしている保育園の割合は、共に744園中7.9%(59園)という結果であった²⁶⁾。この744園は、回答があった1,047自治体の71.1%にあたるが²⁷⁾、全国の約7割の自治体で外国籍児の保育が行われているにもかかわらず、通訳者の受け入れは約8%にとどまる。令和2(2020)年に大阪市では公立幼稚園全園、公立保育園を含む児童福祉施設に、AI

通訳機を導入されることが公表された²⁸⁾。これらから、園や自治体によって通訳の配置や利用状況が異なることが推察される。外国籍の保護者とのコミュニケーションを図る目的や伝達内容に合わせて、通訳だけでなく機器の利用等を行うことは、多文化共生が進む現代の保育現場において必要になっていくのではなかろうか。しかし、松島(2014)では、子どもに特別な支援が想定される場合、通訳を介しても外国籍の保護者に十分伝わらない可能性が示唆されている²⁹⁾。そのため、通訳や翻訳機器の導入によって、相互理解の問題が必ずしも解決するわけではないことがうかがえる。

また、「話し合いには時間をゆったり取る。」に関しては、和田上他(2018)において、「連絡事項は個別に。」という保育者の回答が挙げられていた³⁰⁾。保育指針解説では、外国籍家庭など、特別な配慮を必要

とする家庭に関して、様々な問題に不安を感じている保護者に対して、「保育士等は保護者の不安感に気付くことができるよう、送迎時などにおける丁寧な関わりの中で、家庭の状況や問題を把握する必要がある」と示されている³¹⁾。本研究でも、園長経験者が個別にしっかり時間を取って、外国籍の保護者に向き合おうとしていたことがうかがえる。

3) 情報提供

1次カテゴリー『子ども・保護者の良い点』を言葉で伝えることを意識した。「子どもの様子を話した。」が設定された。

木浦原他(2014)では、外国籍の保護者に対して「言葉が通じなくても積極的に話しかけること、子どもの様子を丁寧に説明すること」を心がけているという園の回答があったが³²⁾、本研究でも、外国籍の保護者に対して、子どもの様子を丁寧に言葉で伝えることを園長経験者が心がけていたことが推察される。保育園を利用している保護者に対する子育て支援について、保育指針には、「日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るように努めること」と示され³³⁾、これに関連して保育指針解説では、「保育士等と保護者の間で子どもに関する情報の交換を細やかに行うこと、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うことなどが必要である。」³⁴⁾と述べられている。本研究の回答からは、外国籍の保護者に対しても、子どもの成長を共有しようとしていた園長経験者の姿勢がうかがえる。

(2)外国籍の保護者からの発信に対する工夫

1) 言語面での工夫

「言葉で伝わりにくい時は、絵カード、動作、表情で伝えたりした。」「話し合いでは、理解しようとする気持ちで受け止める。」の1次カテゴリーが設定された。

保育者が行った言語面での工夫については、和田上他(2018)では、外国籍の保護者に対してうまくいった対応として、ジェスチャーや絵を使って説明、お知らせ等もイラスト使って配ったなどの回答が挙げられていた³⁵⁾。また、岡野(2017)では、外国籍の保護者に対して行った工夫として、最も多い回答は「園だよりなどの配布物にはひらがなのルビをふる」(57.0%)であり、「絵・写真・イラストを用いて示す」は27.5%の保育士が回答し、3番目に高い割合であっ

た³⁶⁾。本研究でも、園長経験者が、保護者に意図が伝わるよう、視覚的な情報を用いて説明等を行っていたことが明らかになった。沼田他(2018)では、日本語教室の支援者が、外国人児童生徒が小学校低学年のうちは一見、学校の生活に溶け込んでいるように見えても、高学年になるほど日常会話でもわからない言葉が増えていく可能性を危惧している点を指摘している³⁷⁾。このことから、文字にルビをふるだけでなく、簡単な言葉で言い換えたり、視覚的な情報で補ったりする必要性が推察される。

2) 保護者の文化や背景の理解における工夫

「外国籍の保護者とその国の踊り、楽器、お話(民話)などを披露する時間を作ったことで、自信につながった。」「感覚の違いに対して、園の方が歩み寄ることもあった。」の1次カテゴリーが設定された。

保育者が外国籍の保護者の文化や背景の理解について工夫している点については、和田上他(2018)では、「その国がどのような国なのかを把握しておくことが大切。」や「その国の文化、生活習慣、教育観などを知ること大切。」といった回答が見られたことから、保育士が当たり前と認識していることが外国では当たり前ではないことがあるため、保護者のルーツとなっている国の文化等について学び、尊重することは重要なことだと保育者が認識していると推察している³⁸⁾。また、松島(2014)においても、保育園では保護者の文化的背景や価値観に基づいた行動に対して、どのように受け止め対応することが望ましいかという模索を行っていることを明らかにしている。保育指針では、「子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」が示され³⁹⁾、保育指針解説では、「保育士等はそれぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の理解を進めていくことが求められる。」⁴⁰⁾とされている。本研究でも、日本の文化や習慣に一律に合わせようとするのではなく、外国籍の保護者の考えや文化・習慣等に対して柔軟に対応している保育者の姿が示唆された。

太田(2005)では、日本の学校では、外国人児童生徒が日常会話としての社会生活言語が話せると、授業についていくことができるとみなされる傾向があり、そのために学習思考言語を十分に身に付けることができず、授業についていけなくなる場合があることを指摘している⁴¹⁾。この学齢期の外国籍児が抱える言語の問題からは、外国籍の保護者と言葉のやりとりができていることで保護者が日本語を理解していると判断することは、対応として不十分であること

が推察される。以上から、外国籍の保護者においても抽象概念や思考の面への考慮が必要だと考えられる。また、保育者が言葉のやりとりだけにとどまらず、外国籍の保護者の背景を知り、尊重する姿勢が、言語の問題を超えた保護者理解のために必要な姿勢ではなからうか。

3) 職員連携

1次カテゴリー「保護者からの悩みや問題点を聞いた時は、職員間で連携し、対応できる人で早く対応した。」「担任保育士と早朝・延長担当保育士は必要に応じて連絡ノートに記入し、職員間で情報を共有できるようにしていた。」が設定された。

保育指針には、保育園における子育て支援に関して留意すべき事項として、地域の関係機関等との連携・協働だけでなく、保育園全体の体制構築に努めることが挙げられており⁴²⁾、保育指針解説で、「こうした関係機関との連携・協働や地域の情報の把握及び保護者への情報提供に当たっては、保育所全体での理解の共有や、担当者を中心とした保育士等の連携体制の構築に努め、組織的に取り組むことが重要である。」⁴³⁾と示されている。園長経験者の回答から、その原則に基づいて園内で協力体制を作り、連携・協働して外国籍の保護者支援を行っていることがうかがえた。

IV. まとめと今後の課題

本研究は、外国籍の保護者支援のあり方について、園長経験者の回答から分析を行った。

外国籍の保護者支援でうれしかったことについての園長経験者の回答は、「外国籍の保護者との意思疎通・信頼関係の形成」「外国籍の保護者からの働きかけ」「保護者同士の交流」「外国籍児の成長を実感」という4つのカテゴリーに分類された。園長経験者と外国籍の保護者との間に信頼関係が形成され、外国籍の保護者が園や園児等のために力を発揮したり、他の保護者との交流を図ろうとしたりしたことをうれしく感じていたことが推察された。また、そこには子どもの成長も影響しており、子どもの成長を共に喜ぶだけでなく、保育者と保護者の関係をつなぐ外国籍児の役割についても示唆された。

また、園長経験者が行った外国籍の保護者の気持ちの理解や工夫については、「きっかけづくり」「環境の設定」「情報提供」「言語面での工夫」「保護者の文化や背景の理解における工夫」「職員連携」の6つ

のカテゴリーに分類された。これらは、保育者から働きかけて行った工夫と、外国籍の保護者からの発信を受け止めて行った工夫とがあった。園長経験者は、外国籍の保護者を理解しようと、朝の登園時等を利用して話しかける、必要に応じてしっかり話を聞く時間を取る、子どもの様子を伝えるなどの工夫を行っていた。また、外国籍の保護者の言動を柔軟に受け止める、得た情報を園内で共有するなど、外国籍の保護者の反応を園全体で理解するよう努め、保護者にも伝わりやすい方法を模索しながら対応していることがうかがえた。

本研究からは、保育所保育指針に示される外国籍の保護者に対する支援のあり方が、保護者の気持ちや思いをくみ取りながら保育現場で実践されていることがうかがえた。言葉が通じない、コミュニケーションが図りにくいなどの困難を抱えつつも、保育所保育指針や幼稚園教育要領に示される子育て支援のあり方が基本となり、外国籍の保護者に対する配慮や工夫をしながら園長経験者が支援を行っていたことも明らかになった。

今後の課題として、第一は、外国籍の保護者支援における言語の問題を補う支援のあり方を検討することである。本研究の結果からも、通訳や翻訳機器の利用だけでは、解決できない問題があることがうかがえた。また、園長経験者の回答からは、外国籍の保護者の実態や思い、気持ちに寄り添った支援が行われていたことが示唆された。このような支援は、言語の問題に対して重要であることが考えられるため、今後は園長以外の保育者にも調査を行い、精査することが必要である。

第二は、外国籍児に特別な支援が必要になった場合や就学に向けての対応など、外国籍の保護者に複雑な説明をする状況での支援のあり方を検討することである。本研究では、幼稚園や保育園における外国籍の保護者支援について分析を行ったが、就学前における特別支援や日本の教育制度につなげていくための支援は、複雑な説明が必要であり、保護者が今まで母国で経験をしたことがなく、想像しにくい状況であることが推察される。そのため、どのように保護者の気持ちを引き出し、抽象的な語句などを説明していくのか、更なる分析が求められる。

第三は、学齢期以降を見据えた幼児期における支援の方略を構築することが課題である。就学前の時期は小学校以降と比較すると、外国籍の保護者と外国籍以外の保護者をつなぐことができる貴重な時期であると推察される。そのため、その利点を生かし、幼稚園や保育園には幼稚園教育要領や保育所保育指

針に示されるような多様性の理解や多文化共生のための取組を具現化することが、より一層求められるのではなかろうか。

以上を踏まえ、対象者を増やし、本格的な研究が必要であると考えます。

付記

岸本：I～IV

武藤：I～IVについて、草稿執筆や重要な専門的な内容に関する校閲を行っている。

注

- (1)日本の人口に占める割合は、総務省統計局発表の令和2年6月1日付日本の総人口 (<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/202006.pdf>、閲覧日：2021年9月11日)から筆者が算出した。
- (2)児童福祉法上の名称は保育所であるが、保育所保育指針、保育所保育指針解説の引用部分を除き、保育園と表記を統一した。

引用文献

- 1)法務省出入国在留管理庁ホームページ「令和2年6月末現在における在留外国人数について」
http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri04_00018.html(閲覧日：2021年7月29日)
- 2)前掲1)
- 3)文部科学省(2017)『幼稚園教育要領』フレーベル館、p.12
- 4)文部科学省(2018)『幼稚園教育要領解説』フレーベル館、p.129
- 5)厚生労働省(2017)『保育所保育指針』フレーベル館、p.37
- 6)堀田正央・鈴木篤・森本昭宏・宮内克代・萩原元昭(2010)「日本語を母語としない保護者を持った子どもの保育環境に関する研究：K市の事例を中心に」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』10巻、pp.139-151.
- 7)前掲6)
- 8)松島京・吉田晃高・松浦崇(2014)「外国につながりがある子どもと保護者を支援する保育所が抱える課題」『近大姫路大学教育学部紀要』第6号、pp.75-81.
- 9)木浦原えり・真宮美奈子(2014)「外国人の親をもつ子どもの保育に関する研究—入所児童数が多い山梨県内の保育所の事例を中心に—」『山梨学院短期大学研究紀要』第34巻、pp.74-87.
- 10)岡野雅子(2017)「日本語を母語としない幼児に対する保育現場における支援—言葉に着目して—」『東京福祉大学・大学院紀要』第7巻(2)、pp.115-124.
- 11)和田上貴昭・乙訓稔・松田典子・渡辺治・高橋久雄・三浦修子・廣瀬優子・長谷川育代・高橋滋孝・高橋智宏・高橋紘(2018)「外国にルーツをもつ子どもの保育に関する研究」『保育科学研究』第8巻、pp.16-23.
- 12)前掲11)
- 13)前掲6)
- 14)前掲8)
- 15)厚生労働省(2018)『保育所保育指針解説』フレーベル館、p.287
- 16)前掲15)p.287
- 17)前掲6)
- 18)前掲10)
- 19)前掲10)
- 20)前掲11)
- 21)前掲9)
- 22)前掲11)
- 23)前掲6)
- 24)前掲10)
- 25)前掲9)
- 26)三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2020)『保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業報告書』令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
- 27)前掲26)
- 28)ICT教育ニュース ict-enews.net 「AI通訳機『ポケットーク』、大阪市立の幼稚園・児童福祉施設で採用開始(2020年11月5日)」
<https://ict-enews.net/2020/11/05/pocketalk-2/>(閲覧日：2021年9月10日)
- 29)前掲8)
- 30)前掲11)
- 31)前掲11)
- 32)前掲9)
- 33)前掲5)p.36
- 34)前掲15)p.333

- 35)前掲 11)
- 36)前掲 10)
- 37)沼田潤・鋸純香(2018)「外国人児童生徒の学習環境への理解に基づく支援のあり方—大阪市内の日本語交流教室の事例から—」『相愛大学研究論集』第34巻、pp.13-21.
- 38)前掲 11)
- 39)前掲 8)
- 40)前掲 15) p.287
- 41)太田晴雄(2005) 3章「日本的モノカルチャリズムと学習困難」『外国人の子どもと日本の教育—不就学問題と多文化共生の課題—』東京大学出版会、宮島喬・太田晴雄編、pp.57-75.
- 42)前掲 5) p.36
- 43)前掲 15) p.331

謝辞

本研究にご協力いただきました園長経験者の皆様に、心からお礼申し上げます。